

平成19年度 第8回規制改革会議 議事録

1. 日時:平成19年10月29日(月)10:00~11:35

2. 場所:永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 出席者

(委員)草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、翁百合、小田原榮、木場弘子、中条潮、福井秀夫、本田桂子、松井道夫、松本洋、米田雅子 各委員

(政府)岸田大臣、中川副大臣、西村大臣政務官

(事務局)浜野内閣府審議官、小島規制改革推進室長、関参事官、田島室参事、岩村企画官、池田企画官

4. 議題

第2次答申に向けた検討課題について

5. 議事録

草刈議長 どうもお待たせをいたしました。時間になりましたので、第8回「規制改革会議」を始めたいと思います。

今日は、国会中でお忙しい中、中川副大臣、西村大臣政務官、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

後で岸田大臣にも御出席をいただくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、12名の委員が今日は御出席ですが、安念委員、川上委員、白石委員、このお三方は、残念ながら欠席ということでございます。

それでは、早速でございますけれども、開会に当たりまして、中川副大臣、西村大臣政務官から一言ごあいさつをちょうだいできれば、大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

中川副大臣 おはようございます。前回に引き続きまして、規制改革会議に参加させていただきました。

岸田大臣は、後から到着すると思いますが、そのときに再度あいさつをいただきたいと思います。開会に当たりまして、私から一言ごあいさつ申し上げます。

議長を始め、委員の皆様には、規制改革の推進に日夜御努力をいただきまして、改めてお礼申し上げます。

前回も申し上げましたとおり、規制改革の推進のためには、国民からの理解と信用を得ることが重要となっていると存じます。

先日、あじさい要望について、事務局から説明を受けたところでありますが、このような国民からの期待をいかに実現するかが大変重要であると認識を新たにいたしました。

会議におかれましては、これらの要望を積極的に取り上げる方針と伺っておりますが、

このような取組みにも大きく期待を申し上げます。

国民本位の改革が一つでも多く実現できるよう、皆さん方の御尽力を心からお願い申し上げます。ありがとうございました。

草刈議長 どうもありがとうございました。それでは、西村政務官から一言お願いします。

西村政務官 おはようございます。今回は公務で大変失礼いたしまして、このたび初めて参加させていただきます、西村明宏でございます。

今、中川副大臣からもお話がございましたように、やはり制度、そして規制というものの在り方というのは、常に見直していかなければいけない重要な課題とっております。

目的は、国民皆様方お一人ひとりの最大の幸福をつくり出すということでございますので、世の中の安全、そして幸せのために規制しなければいけないもの、そして規制を緩めなければいけないもの、そして制度を変えなければいけないもの、そして制度を維持しなければいけないもの、さまざまあると思いますので、是非とも日本を代表する有識者の皆さんでございますので、さまざまな御討議をお願い申し上げたいと思っております。

なお、私見ではございますけれども、特に、今、地方において大変厳しい状況が生じている。これも是非勘案していただきながら、日本全体がすばらしい国になるように、是非皆様のお知恵を結集していただきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

草刈議長 どうもありがとうございました。大臣が来られましたら、また、そこでごあいさつをいただくということにしたいと思っております。

中川副大臣には、前回も来ていただいて、今回もということで、大変御熱心に御出席をいただいておりますので、また、西村政務官は、今回、初めて一言いただいたわけで、どうぞ、今後ともよろしく願い申し上げます。

それでは、本日の議題に入りたいと思っております。現在、各タスクフォースで、取組方針に基づいて、日夜お忙しい中を精力的に勉強あるいは方針の策定ということをやっていると思っておりますので、今日は、各タスクフォースの検討状況、特に第2次答申まで1か月と少ししかございません。

したがって、これからが山ということになるわけでございますので、皆さんにお願いしましたように、今後のロードマップと、それから具体的なチャレンジテーマ、この辺について順番に御報告いただいて、その後で意見交換ということにしたいと思っております。

それでは、各主査から各分野3分程度、大変短い時間ですけれども、御説明をお願いします。

資料は、先週末に各委員にお送りをしておりますので、今、申し上げた重点取組課題のチャレンジテーマの選定も踏まえて、スケジュールともども簡単に御説明をいただきたいと思っております。

なお、お手元に配っております議題に関わる資料は非公開の扱いにして、議事録につき

ましては、当分の間は非公表とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、医療分野について、松井主査からお願いいたします。

松井委員 医療を担当しております松井です。簡単に要点だけ御報告します。

医療については、大きく分けて3点のテーマで取り組みます。1点目は、現在、世間的にも大きな問題となっております医師の不足問題についてどういう手当が必要かということことです。

2点目は、医療分野には、競争の代わりに統制で仕組みができていたのに無駄が蔓延しており、結果として質の向上を目指す仕組みがなくなっていますので、いかに効率化と質の向上を図るべきか、そのためにどういう手当が必要か、といったことです。

3点目は、いわゆるフォローアップ案件として、レセプトオンライン化との絡みにおける社会保険診療報酬支払基金に関する業務効率化、それから薬価制度の見直しなどを挙げています。以上の3点を大きな柱としてやっていきたいと思っています。

それではまず最初に医師不足の問題ですけれども、医師の絶対数を増やすべきだという考え方もありますが、医師の負担を軽くする、つまり、コ・メディカルと言われる、看護師などの医師以外の医療従事者に、現在医師が行っている業務の一部を委譲することで医師の負担を軽減することでも医師不足の解消策になると考えています。

医師の絶対数を増やすということ言えば、一人前の医師の養成には20年掛かるとも言われていますので少なくとも即効性がないことは事実です。現在の医師不足は、特に勤務医においてまさに一刻の猶予もない状況ですので、医師業務の一部をコ・メディカルに移譲するという考えの方が解決策として現実的であり、重要性が高いと考えています。

また、療養病床の再編が進められる中で、これから在宅療養の増加が見込まれるわけですが、医師不足の状況が解決しない限り、医師による個別訪問には限界があるわけですので、そういった意味からも、例えば看護師、介護福祉士などが患者の居宅を訪問した際に、一定の要件の下で、医師個別の指示を必要とせず、自らの判断において薬が処方できるようにする、あるいは介護福祉士がたんの吸引をできるようにする等、必ずしも医師でなければできないわけではない業務をコ・メディカルの業務として拡大していくということも、今後の医療サービスを考える上では医師不足の解消になるのではないかと考えています。

次に「救急救命時の応急手当に対する免責事項の明確化」ということです。最近、駅構内に除細動器を設置するなど、救急救命活動を支援する体制が推進されていますが、一方で、医療訴訟が頻発している現状では、損害賠償リスクを恐れて救急救命活動に消極的になるのではないかと考えられますので、救急救命活動の結果について免責の範囲を明確に定め、法的側面から救急救命活動をサポートするということです。善意の行動から行われた救急救命活動であれば、かえって症状の悪化を招いた場合にも重過失がなければ責任を問われないとする法律上の整理をより明確化しようというもので、こうした法律上の明確化によって救急救命活動を支援しようと考えています。

3点目は「医療従事者派遣要件の緩和」についてです。従来から医療従事者の労働派遣については、全面解禁しろということまで要求しているんですけども、昨今これについては、労政審で議論がなされているということでヒアリングを実施したところですが、その後どういう議論がなされたのかということをも改めて厚労省にヒアリングしたいと思っています。

「2.医療サービスの効率化と質の向上」については、今、DPCはある程度進んできていますけれども、3か年計画に「平成19年度中に結論・措置」と記載されたDRG-PPSに向けた取組みについてヒアリングします。さらに、アメリカでは既に導入が決定しているPay For Performanceについての議論もそろそろやっていいのではないかと考えています。

それから、医療機関の情報開示（アウトカム情報）については、先日、全国がん（成人病）センター協議会が、がんの生存率を公表しましたけれども、医療の質を向上させるための前提として情報開示は不可欠です。この点については、次に挙げている「ヘルスサービスリサーチの推進」においても情報を集約した上での分析ということになりますから、その前提となります。アウトカム情報をどのように公開し、患者が医療を選択できる体制を整えていくか、ということです。

最後は、医療問題について根本的な課題になるとも思いますけれども、混合診療の問題についてです。混合診療の問題については、医療費にも絡む問題であり、また、果たして金持ち優遇とか、安全性に問題があるというような文脈だけで議論してよいのか甚だ疑問に思っています。現実とはどんどん変わってきておりますので、もう少し現実的というか時代にあった議論をしていきたい。保険診療になっていない医療であっても、それが必要である限り、金持ちであろうとそうでなかろうと、国民には受ける権利があるし、それを鼻から否定する議論は、寧ろ昨今言われている格差拡大、金持ち優遇そのものではないかとすら思っています。ずっと続いている議論ではありますが、そろそろ視点を変えてというか、仕切り直しが必要な時機にきているように思っています。

あと、支払基金については、1万人の審査医師も含めた従事者が年間900億円もの予算を掛けてオンライン化以降も必要なのかを根本的に質したい。国保も含めればその倍以上になりますから、国民負担の観点からも重要課題だと思います。いずれにしる、ボールは5月に厚労省側に投げかけていますので、投げ返されたボール次第ですが、シビアに対応したいと思っております。

薬価制度の見直しについては、ジェネリックの普及のための方策という視点で議論していきたいということです。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。御質問は、一番最後にまとめてやりますので、よろしく願います。

今、岸田大臣が御到着になられました。公務御多忙の中、国会中にお時間を割いていた

だいてありがとうございます。恐縮ですけれども、一言ごあいさつなり、私どもの活動について勇気づけていただければ、大変ありがたいと思います。よろしく願います。

岸田大臣 皆様、おはようございます。規制改革担当大臣を務めております岸田文雄でございます。まずもって遅れてまいりまして、御無礼いたしました。今日は会議が5つぐらい重なっております、おまけに委員会もございまして、大変ばたばたしておりました。遅れてまいりましたことにおわびを申し上げながら、改めて、今日は初めて規制改革会議に出席をさせていただきます。

草刈議長を始め、委員の皆様方におかれましては、改めてよろしく御指導をいただきますようお願いを申し上げます。

総理の所信表明演説で申されておられましたように、改革と安定した経済成長、これは車の両輪でございます。

我が国の活力を維持するために、規制改革重要な課題だと認識しております。私もそれをしっかり認識しながら、務めを果たしていきたいと思っております。

私は、就任以来、日ごろ現場主義というものを大切に仕事をしていきたいということを繰り返し申し上げております。

この規制あるいは制度の改革につきましても、やはり生活者あるいは企業関係者等々、生の声によく耳を傾けるということは大変重要ではないかと感じております。

このため、当会議におきましては、従来からも本当に幅広く、多くの方々の声に耳を傾けていただき、議論を進めていただいております。

こうした会議の委員の皆様方の真摯な姿勢には、心から敬意を表し申し上げます。

これから第2次答申に向けまして、暮らしの安心・安全ですとか、あるいは豊かさ、利便性に関わるような国民の生活に身近な分野ですとか、あるいは地方の活性化につながる分野につきまして、しっかりと議論を深めていただけるということでございますが、こうした辺り、私も大いに期待を申し上げているところでございます。

実りある成果が上がりますように、私も草刈議長を始め、委員の皆様方ともしっかりと連携をしながら仕事をしていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

草刈議長 どうも、大臣、大変心強いお話をありがとうございました。今、ちょうど始まったところでございまして、この紙に沿ってやっております。

それで、医療が終わりまして、続いて、保育のところは、白石委員が欠席なので飛ばしまして、次のアイテムの教育・研究のところを福井委員から願います。

福井委員 教育・研究についての検討予定です。

まず「1. 学校評価・教員評価(文科省)」ですけれども、これは既に規制改革3か年計画でも合意され、また、文科省から地元の教育委員会あてに通知も行われておりますが、実際の現場では、ほとんど徹底されていないという実情を最近把握しつつあります。

したがいまして、全国の教育委員会のアンケートを現在実施中で、また、幾つかの教育委員会からのヒアリングも実施しつつあります。

こういった実態の把握を通じて、きちんと閣議で決まったとおりのことを現場に徹底させていただきたいということを改めてお願いするということが重要課題かと思っております。

草刈議長 途中で申し訳ありません。西村政務官は所用がございまして、御退席でございます。どうも今日は大変お忙しいところありがとうございました。今後ともお願いいたします。

済みません、どうぞ。

福井委員 「2. 学校選択制・就学校変更・特別免許状・教職大学院といった、これも従来から課題になっていた点でございますが、学校選択制が、まだ全国の10%程度にしか普及していない。これも内閣としてもっと普及させようということになっておりますが、非常に遅々としています。

事後的な就学校の指定変更で、いじめなどを理由とする場合には、当然に学校変更が認められるということは、中馬規制改革大臣のときに、大臣折衝でもって決まったことでございますが、これも実際の現場ではほとんど貫徹していないという実情がございます。

特別免許状を活用するという点、これも普通免許状が大学での座学を中心に、必ずしも必要最低限の能力を確保できていないのではないかという観点から、既に内閣で決まったことですが、実際には、ほとんど進んでおりません。

教職大学院という地元の教員養成系大学のつくった教職大学院が教育委員会などで、採用に当たって優遇されるべきであるというような動きも巷に見られます。これらについても実態を把握しつつ、当初決まった方針をきちんと貫徹していただくように求めていく必要があるということです。

懲戒措置についても、法令に基づかない自宅謹慎等の懲戒措置が横行しておりまして、これが恣意的だという現場の声が聞こえてきております。これもアンケートで、現在、実情を把握中でございます。

バウチャーについては、教育再生会議でもいろいろ議論が動き出したようですけれども、もともと教育バウチャーの元祖は、この会議の前身組織でございます。きちんとした保護者あるいは生徒本位のバウチャーが実現できるように十分に動きを注視して、答申なりで実現性、蓋然性の高い実効性ある、しかも思い切った政策が打ち出せるようにしていくというのが、今後の課題かと思えます。

学習指導要領については、なかなか文科省がヒアリングに応じていただいておりますので、そもそも土俵に乗っていただきたいということを現在、お願いしているところでございます。

大学関係では、運営費交付金あるいは私学助成など、大学の評価や助成の在り方について特に重点的に検討していきたいと考えております。

また、競争的資金については、既に昨年終わっている分以外の官庁について、現在ヒアリングを実施中ですが、おおむね好意的な反応が得られているという状況です。

以上が教育です。

続きまして、4番の住宅・土地タスクフォースの予定でございます。

「1.競売の民間開放(法務省)」ですけれども、これも前身組織が2年ちょっと前に法務省に対して検討を依頼しておりましたが、これが大詰めを迎えておりますので、当会議でも並行して精力的なヒアリング調査等を行っております。

アメリカでは、競売制度は裁判所というよりは、むしろ民間で運用されることが多いということで、それがむしろ順調な競売を導いているという実態があります。

日本でも、裁判所が行う競売に加えて、民間が競売を実施できる仕組みを早急に導入すべきではないか。こういう問題意識から答申にできるだけ具体策が書けるようにできればと考えています。

「2.固定資産税評価の改善」ですが、建物の固定資産税評価がなかなか下がってこないという問題につきまして、これは投資を抑制することになりかねませんので、もっと実態に応じた実勢価格を反映した評価方式に改めるべきではないかということで、これも実態把握やヒアリングに務めてきているところです。

また、地震保険についての在り方の見直し、それから鉄道の時間差料金制、老朽化マンションの建替え促進等につきましても、併せて実情把握等に努めているところでございます。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。続いて、本田委員、生活・環境問題をお願いします。

本田委員 来年は、日本がサミット議長国ですが、環境分野でリーダーシップを取っていかうという機運が感じられます。そのような背景からも、生活・環境TFとしましては今年も是非頑張りたいと思っております。

一方、現状はと申しますと、廃棄物処理では、廃棄物が産業廃棄物と一般廃棄物に分かれ、かつ産業廃棄物は都道府県、政令都市レベルで、一般廃棄物は市町村レベルで許認可があり、その許認可も収集・運搬、それから処分では別々といったような、非常に細切れで行われている分野です。

そういった中で、この分野で取り組もうと思っております。

1つ目は、廃棄物処理における広域認定制度、再生利用認定制度の特例措置の拡大です。例えば、広域認定制度にのっとり下取りをする場合、今のところは自社製品でなければ下取りができない。例えば、パソコンを納入した際に、他社のパソコンを引き取ることができない。一方、排出者は、まとめて引き取って適正に処理してほしいといったニーズがあるので、もう少し拡大を求めていきたいと思っております。先ほど大臣から現場主義という話が出ておりましたが、事業者、業界団体といった排出者、及び収集・運搬業

者にも細かくヒアリングをした結果出てきたニーズを持って議論していきたいと思っております。

2番目は廃棄物処理法における区分の見直しです。自治体における一般処理の施設では、適正な処理が困難である一般廃棄物が幾つかあります。そこで、一部の自治体においては、産廃業者への委託を黙認している現状があることから、ここのねじれを解消したい。具体的には、食品残渣、個人所有のプレジャーボート、園芸用の農薬、それから個人が排出する粗大ごみ、といったものです。これら個々の事実を提示し、議論したいと思っております。

3番目は、中間処理前の事前選別の認可です。現在の排出物の認可というのは、集める人と処分をする人というように業が分類されているのですが、実際処理を行うためには、集めた後に、性状ごとに選別するのが望ましいわけです。再利用を進めるためには、選別が重要ですが、この選別という認可がないために、選別をした時点で、もう一回排出者の元に戻して契約し直さなくては、合法的な処理ができないような状態なのです。ここもリサイクルを合理的に進めるというオプションを提供するという観点から、事前選別を行い、選別をした後、選別をした業者が排出者となるというのが、合理的な処理方法ではないのかと思っております。

4番目に、廃棄物処理の再委託規制の見直しです。廃棄物を性状ごとにまとめて積み直し、適した処理業者へ委託して処理を進めるとというのが合理的ではあるのですが、一方、不法投棄の問題が出てまいりますので、非常に難しい。したがって、全面的に静脈物流における再委託を認めるというのは、難しいと考えておりますが、3番にございます、事前選別の認可と絡めて合理的な物流の実現を目指して行きたいと考えております。

5番目は、廃棄物処理法上の取扱い、不明確事例の明確化でございます。自治体レベルでも廃棄物の定義や区分の解釈が異なるという問題がございますが、さらに具体的に、廃棄物処理法の適応範囲が不明確である事例がございます。明確化が必要な事例を一つひとつ提示して議論していきたいと思っております。

6番目、廃棄物処理法上の許認可の広域化・手続の効率化でございますが、先ほど申しましたように、産廃と一廃におきまして、都道府県政令都市及び市町村で別々に認可を出しているわけでございますが、広域にまたがって認可を取って、効率的に処理を進めようという業者というのもたくさんいらっしゃいます。けれども、自治体によって申請の書式等が非常に異なっており、一件一件の申請に別々の書式を用いるため、一件ごとに相談料も含めて約30万円かかっているという実態もございますので、自治体の処理を共通化することでもっと効率化できないのかと考えております。勿論、自治体マターでございますので、これは環境省に申し上げて、なかなか難しいところがあるのかもしれませんが、環境省に音頭をとっていただいて、効率化が実現できれば、特に中小の処理業者にとって大きなプラスとなるのではないかと考えております。

7番目、処理施設の設置にあたり、現在、例えば工業専用地域に再生利用目的の処理施

設を設置する場合でも、建築基準法の規定によって都市計画審議会を通さないといけない。現在のところ、都市計画審議会は開催頻度も非常に少なく、業者にとって、時間もコストもかかるというリスクを負う形になっている。

二重の許可を取得は、本当に必要なのかを問題提起し、緩和を要請していきたいと思っております。これは環境省に加えて、国土交通省にもお尋ねしたいと思っております。

ここまでが、いわゆる廃棄物処理に関する取組課題でございます。8番と9番は、少し異なる課題です。私どもとしては、企業のみにとどまらず生活者が合理的、効率的な判断を下して行動できる環境を整備していくというのがテーマだと思っております。そのため、8番は、非常にわかりやすい対象物としてレジ袋を取り上げ、レジ袋にかかる生産コストないしは処理コストがどれくらいかかるのかという費用を顕在化させることによって、生活者に、実際、どういう行動をするのが正しいのかというのを問うていきたいと思っております。

9番の排出権取引の環境整備ですが、日本においては、キャップ・アンド・トレード・システムというものは存在いたしませんし、これを存在させるのがいいのか、どうかといった議論というのはございますが、会議としては、ここに関して何かを申し上げるというつもりはございません。

一方、排出権に関しては、一般企業のみならず、一部の団体においても実際に取得するケースが出ております。これはCSRの一環としての取得もございまして、自社のCO2の排出が多いところに関しては、将来的なことを考えての取得もあると伺っております。

一方、これに関しまして、会計税務などの取扱いが非常にはっきりしない部分が多い。

その結果として、購入者となっている企業が自身の株主ないしは投資家に対して、正しい情報開示に支障をきたすといった事態に至っております。

ここに関しては、金融タスクフォースの翁先生のところと御一緒に排出権取引の環境整備を要求していきたいと思っております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。では、ちょっと前に戻りまして、医療の次の保育のところですが、これは白石委員がいないので、事務局からお願いします。

田島室参事 資料の左肩に「2.福祉・保育・介護 TF」と書いてある紙でございます。

この分野は、生活に身近な分野の1つであるということで、当会議の重点分野の一つと心得ております。

大きく3つのくくりで分けて取り組んでおりますが、1つ目が保育、2つ目が両立支援関連、3つ目が介護でございます。

保育に関しましては、前身の会議、更には、その前の会議からの重点課題ということで、議論の蓄積もございます。

その関係で、原理的な論点からもろもろの各論にわたって、幅広く検討を進めてまいっておるところです。

時間がございませんので、簡単に御紹介しますが、一番重要な原理的な論点としましては、措置の思想の配給型の保育制度から直接契約、直接補助に転換をすべきではないかというのが、当会議の従来からの主張でございます。

これに関しましては、認定子ども園という制度が昨年施行されておるんですが、これは直接契約制度になっております。

昨年までの答申で直接契約に関しましては、認定子ども園の実施状況を踏まえ、長期的に検討するということになっております。この制度の見直し時期というのは、5年後ということで法律に明記されているようでございますが、厚労省側は、これをベースに目先の見直し、検証ということに、後ろ向きのように見受けられます。

当会議といたしましては、既に6年ほど同様に直接契約の先行事例でございます、東京都の認証保育所制度、これを検証の俎上に載せることによって、少々膠着状態にあります論点を、ブレイクスルーすることができないかと考えておるところでございます。

それ以外に各論では保育所の最低基準、それから入所要件の見直し、保育ママ、ベビーシッター、病児保育等々がございます。

スケジュール的には、既に先週かなりのアイテム数にわたります質問状を厚労省、一部は文科省にも送りまして、今週から来週にかけて具体的な意見交換をする段取りが決まっております。

以上でございます。

草刈議長 では、次に進ませていただきます。

5つの柱の2つ目、地方の活力、地域生活の向上というところで、まず農林水産業について、八田先生からお願いします。

八田議長代理 農林水産業について、まず、農業について、それから林業、そして水産業についてお話し申し上げます。

これらは地方の活性化に役立つものだと私どもは考えています。

まず、農業については、基本的に農地の賃貸をできるだけ自由にして、さまざまな制限を取り除くということの基本にしたい。すなわち、土地を借りる要件をできるだけ緩和したいということが基本であります。

まず最初の項目は、農地利用に関する規制改革ですの柱を立てました。

第1は、農地の相続税優遇の貸地への適用拡大です。現在は農地を人に貸すと相続税優遇がなくなります。農家はこの点を考えて、人に農地を貸そうとしないということがあります。それなら、人に貸しても、その優遇が得られるようにしたらどうだろうということです。

第2に、農地利用情報の関係です。現在は、農地賃貸の情報は、農協にありまして、遠くの人たちにはアクセスできません。こういう情報をできるだけオープンにして、言ってみれば、住宅市場で不動産業が活躍しているような形で、多くの人々が入り込めるような情報のオープン化をすべきではないかというものです。

第3は、農地代金の決済代行及び支払保証機構の設立です。住宅の場合に、家賃の未払いがあった場合に、それを保証する会社というのがあります。その会社は、家賃不払いが多発する事態に備えて、保険をかけている。その保険のために、公的に基金を用意しています。そんなに大した額ではないんですが、それによって、支払保証をするような会社が機能できる。同様のものを農地に対しても設立すると、安心して農地を人に貸すことができるというわけです。したがって、そういうような基金で設立ということも重要なのではないかと考えています。

もう一つの柱は、農業経営環境に関する改革についてです。

第1に、農業生産法人を成立させるためには、農家が半分以上資金を投資しなければいけないとか、役員の構成員が半分以上農家でなければいけないという条件が今はありますけれども、これを自由化して、多くの企業が生産法人として参入できるようにするということが1つです。

第2に、認定農業者制度というのがありまして、認定農業者になるといろんな融資を得るときに有利になります。この場合、現在の認定条件では、面的集積をした農業者を優遇するシステムになっています。大きくないところは、必ずしも優遇されない。そのために、一度人に貸した土地をまた返してもらって、無理やり大面積を耕作していることにして、認定してもらおうということが起きている。実は、経営をきちんとすることの方が重要で、面積が小さくてもそれなりに生産性が非常に高い農家もいますから、そういう条件を外すということを目指しています。

次のページの林業ですが、労賃の高い国では林業は成立しないなんてことは全くありません。ドイツでは改革をやった結果、林業が活性化し、今や林業の従業員は、自動車産業の従業員より多いそうです。したがって、林業は潜在的には非常に活性化し得る産業です。

そのために第1は、公共事業の目的を明確化すべきです。日本の場合には、林業関係の公共事業というのが、森林組合に随意契約で非常に多く与えられていて、森林組合は、それをもらうことの方に気を奪われてしまって、元来の林業の育成ということに、かなり障害になっている面がある。まずは、随意契約を整理する必要があります。そもそも公共事業の目的を明確にすべきです。

第2に、農業補助の目的を明確化すべきです。

さらには、林業補助は莫大な額が支払われています。農業では、補助金と言っても、大体価格補助なんですけど、林業の場合には、作業自体に補助があるわけです。したがって、よほど目的を明確化しておかないと、その額を正当化することは難しい。

普通考えられる目的は、まずは治山治水です。もう一つは、隣地を集約化することによる生産効率の上昇です。そういうものには、公的な何らかの補助が役に立つ場合があるかもしれない。

そういう目的をきちんと整理して、それに沿った費用便益分析を行って、正当化できるものはきちんと続けるし、正当化できないものはやめていくということが必要なのではな

いか。

第3に、森林組合の改革が必要です。林業の生産性を上げるためには、どうしても路網整備をきちんとする必要がある。整備のネックをなくすためにも、森林組合の改革が要るのではないかと。

まず、森林に関する情報が、もともと県にあるのですが、その情報を一般人が、あるいは林家が個人的に行くと、コピーはもらえない。その場で手書きで移さざるを得ないという状況にあるけれども、森林組合には、これが全部ある。したがって、この情報は、実質的に森林組合に独占されていて、普通の不動産業だとか、建設業、土木業がこういう林業関係の仕事に入っていこうとすると、情報が十分ないために、なかなかできないという面がある。

次に、森林組合が作業班というのを自分で抱えている。したがって、どうしてもそこに有利な作業をさせてしまう。これを森林組合から分離・独立させることが必要です。この改革のポイントです。

最後は水産業です。実は、水産業は、さまざまな改革提案がありましたが、一番大きな問題は、前にも御説明しましたけれども、日本では水産資源が、サンマを除いて大体の魚種について、急速に枯渇しつつあることです。

実は、ノルウェーでも日本と同じ規制をやっていた時期は、非常に急速に枯渇したんですが、規制改革をやった時点から、漁獲量も増えたとし、資源量も大幅に増えていった。

その改革というのは、アメリカでも行われているし、ほかの国でも行われています。それをやるんじゃないかというのが、ここの主眼です。

日本の漁獲制限方式では、解禁がされると、全国の漁獲量が一定になるまでみんな頑張る。そうして全部の漁獲量が目標を到達されてしまうと、それ以上は取ってはいけないという仕組みになっています。したがって、網目を小さくして、どんな小さな魚でも取れるものは全部とってしまう。この漁獲量制限方式は、オリンピック方式と呼ばれています。

それに対して船ごとに漁獲量を割り当てると、安心して1年かけてとれますから、網を大きくして、kg当たりはるかに高い価格がつく大きな魚を取ろうとする。そうすると、稚魚を取らずに済む。そういう改革がノルウェーをはじめとして外国でも成功しています。日本でもこれを採用すべきではないか、これが主な提案であります。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。地域振興は川上委員はいらっしゃらないので、事務局の方、お願いします。

岩村企画官 7番の地域振興でございます。時間がないものですから、簡単に申し上げますと、1、2、3、4点、この4点は先般の会議でも御報告いたしました。基本的には、現在、1で申し上げますと、地域で自生する果物であるとか、それから規格外品と言われる果物、こういったものについて、ペンションであるとか、それからレストランであると

か、こういうところで果実酒にして提供したいと、こういった取組みをなるべく後押しするよう、論点が整理されましたので、財務省を呼んで折衝を行いたいと考えております。

2番目、町家であるとか、古民家を利用した宿泊施設構想の実現につきましては、地域の実情を聞いた上で問題点を整理し今後の対応方針を決めていきたいと考えております。

それから、国庫補助金による用途変更に対する規制の要件緩和。これは、特に学校、保育園、ごみ処理施設、これに関してヒアリングを実施する予定でございます。

指定管理者のこれにつきましては、公募時の手続であるとか、もう少し、透明性、公正性を高められないかという事業者の声も聞いてございますので、その点について、総務省からヒアリングを実施する予定でございます。

5番目、行政財産の流動化ということで、これが今回新たに付け加わったテーマでございます。

合併等によりまして、庁舎がもう少し有効活用できないかという地方公共団体の声がございまして、これにつきまして、行政財産について、行政機能を維持したまま、普通財産へ科目変更、これがスムーズならないかという点について、総務省からヒアリングを実施するという予定でございます。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。ここで岸田大臣が御多忙の中を来ていただきましたが時間になりましたので、お帰りでございます。どうもありがとうございました。

(岸田大臣退室)

草刈議長 それでは、続けてください。国際競争力強化、これの貿易、運輸、有富委員、中条委員、お願いします。

有富委員 では、私から貿易TFについてです。1番目、輸出における保税搬入原則の見直しということになっておりまして、これは輸出入の際、申告をする前に貨物を保税地域という決められた場所に入れなければならないと、関税法の67条の2に書いてあるわけです。税関が貨物をしっかりチェックする目的でこういう法律があるんだけど、今はもうコンテナ化が進んでまして、通関にしても80%を超える貨物はコンピュータ上で判断されてすっというってしまうのですけれども、一応、この法律があるので、保税地域に入らなければいけないということになっています。いろんなものが形骸化してしまっているという気がします。ただ、これにも既得権益があるようで、なかなか改善ができないというのが本音ではないかと思いますが、ここを外すというのが一つの眼目です。

2点目は、真に利便性の高い次世代シングルウインドウの構築について、要はNACCSと港湾EDIの一元化が眼目なんですけれども、これは平成20年10月から稼動することで進んでいますので、我々は使い勝手がよいものになるように、チェックを継続的にかけていく。こういうスタンスでやっていきます。

3つ目は原産地証明における自己証明制度の導入。EPAの輸出入で関税の優遇があるんだけど、これは間違いなく他の国のものではなくて、ちゃんと日本のものですよとい

うことを証明することによって、相手国での関税が安くなるという仕組みになっているわけですが、自己証明は認められていないわけです。今、スイスとのEPA交渉が進んでいますが、スイスは自己証明というのが原則になっています。問題は、スイスだけを例外扱いにして、他の国とのEPAでは認めないような、自己証明が一般的なものにならないのでは、良くならないと思っています。

それから、通関の24時間、365日化。例えば成田空港では、税関は平日の8時半から5時しか開いていないんです。勿論、そんなことでは貿易のあれにならないので、時間外と土日は特別に開けてほしいという申請をすると、特別にお金を払うことで、平日の日中は無料なんだけれども、それ以外は有料で開けてくれるんです。でも、これが日常化してしまっていて、だったらこれを365日、土日も開けることを追及していきたい。ただ、また変な話なんですけれども、動物、植物の検疫は土日の申請にお金をとらなかつたりして、税関だけお金を取っているということになってしまっていて、この辺を追及していきたいと思っています。

それから、5番目は、港湾関係についてですが、これについても引き続き追及していきたいと思っています。

以上です。

草刈議長 では、中条委員、続けてお願いします。

中条委員 まずは運輸の方からですが、ゲートウェイが中途半端なことをしてくれたので、これを少しでも引き戻すという作業、アジアオープンスカイについて、これをやらなければいけない。

それから、規制改革会議としての独自の論点もございます。ここに簡単に数行でまとめてありますけれども、この中の一つひとつが、本当は数行ぐらいかけて書かなければいけないことがたくさんあります。ともかくそんなことを言って弱音をはいていてもしようがないので、頑張っていきたいと思います。

方向性としては、国交省の中で、割とこういうことについて前向きのところと、後ろ向きのところがある。

前向きのところは、御承知のように、日韓の航空交渉が今年の夏に改定されまして、ここではオープン化ということで、日本も韓国もお互い、首都を除いてですけれども、自由に入れるという形になります。

そういう方向で変えていこうという人と、一方で、つい先日、全日空が新潟～福岡線を廃止をしようとしたところ、これに対して、国交省航空局長が、待ったをかけるところまではいかないんですけれども、考え直せというようなことを文書で出しました。

航空法上は、路線の休廃止は、届出をすればいいだけであります。それに対して、かなり多くの注文を付けました。明確に法律違反に近い行為であると、私は考えております。

ですから、そういった中で、オープンスカイの議論を進めていくというのは、なかなか抵抗勢力も強いところでもありますけれども、頑張っていきたいと思っています。

2番目、道路の有効活用方策について。これは路上駐車についてです。警察庁及び国土交通省とも、全く考え方が違うのではないということがわかりました。両者に協力してもらいながら、路上駐車について、もう少し価格メカニズムを有効に活用するような現実的な方法がないのか、今、検討しているところです。

その中で、国交省の管轄である路上駐車場という駐車場システムがあるということがわかりましたので、これをうまく活用していったって、価格メカニズムを導入できないかを検討したいと思っています。

3番と4番は、地方の活性化に関連する項目です。

乗合バス、離島航路とも、地域の人々にとって大変重要な交通手段であるわけですが、これをもっと活性化していく方法はないのか。もう少しいろいろな工夫をすることによって、より補助金を有効に活用して、より頑張ろうとしている人たちがうまく事業をやっていくようにする。それが地域の足の確保ということにつながっていくという方法はないのかということ、2000年に行われました規制緩和の後のフォローアップを兼ねながらやっております。

実際には、こういった動きを邪魔する人たちがいるわけでありまして、例えば京都においてMKタクシーがバス事業に参入しようとした。それに対して京都市がこれをやめさせたということがあります。道路運送法が規制緩和されて自由になったにもかかわらず、自治体がそれに口を出してやめさせる。地方の活性化にとってマイナスとなることを、実は地元がやっているという事実があるわけでありまして。そういったことがないようにしていくにはどうしたらいいかということも含めて、検討したいと考えております。

とりあえず、運輸は以上です。

草刈議長 金融を先にお願ひします。

翁委員 金融につきましては、まず、業務範囲規制及び金融コングロマリット規制・監督の見直しということで掲げております。いろいろ事業会社や金融機関、業界団体がいろいろヒアリングを重ねておりますけれども、特に日本の企業をこれからグローバルに活動していくことが必然なわけがございますけれども、これに対して十分なM&Aとか財務のソリューションに対してサービスができるような状況に、必ずしも日本の金融機関はなっていない。

そういうことから、できるだけ業務範囲規制につきましては、緩和の方向で考えていくということが、まず1つでございます。

例えばファイア・ウォール規制なんかは、その一つなんですけれども、そのほかにも銀行本体とか、証券業本体、または子会社が新しく業務を始めようとしたしましても、それぞれの業務が限定列挙されていまして、原則禁止で限定列挙という形になっています。ここについて、発想の転換を図って、例えばリスク管理がきちんとできているとか、リスクの観点などで幾つかの考え方を示していただいて、その中で個別認可ができるような形で、原則自由の方向でできるだけ業務範囲の規制を緩和するという方向で話をしていきたい

いと思っております。

また、顧客情報の共有化なども、ファイア・ウォール規制のところでも議論されているんですけれども、金融コングロマリット本体がきちんと経営管理するためには、統合的に持株会社で情報を分析してリスク管理していくということが必要になっていくわけですが、必ずしもそういう建て付けになっていない。そういうような観点から、全体として金融コングロマリットがより競争力を持てるような方向で考えていきたいというのが1点目でございます。

2点目の総合取引所の実現ということに関しましては、これは他の会議でも議論が始まっておりますけれども、欧米の取引所は、国境をまたがって、今、M & Aの動きが盛んであるということは御承知のとおりだと思いますけれども、それは単にグローバルなリンクを張りたいたいというだけではなくて、扱える商品を多層化して、どんどん企業価値を上げていこうという方向になっております。

我が国においても、総合取引所が実現するということは、非常に競争力の強化につながる話だと思っておりますので、これについては、私どもとしても取り組んでまいりたいと思っております。

排出権取引は、さっき本田委員からもございましたけれども、金融機関でもこういったことについての取扱いニーズがございますので、その環境整備という観点から折衝してまいりたいと思っております。

それから、プロ向け市場の創設というのは、次の金融商品取引法の見直しにも関わりますけれども、今回、9月末から金融商品取引法が施行されましたけれども、よりプロについては、プロ向けに規制を緩和してもいいんじゃないかという議論が進んでおりまして、これについて、取り組んでまいりたいと思っております。

また、9月末からなかなか投資信託が売れなくなっているとか、いろいろな動きが出てきておりまして、ここについては、今後もヒアリングを進めていって、今回、12月でどのくらいできるかというのは、わからないんですけれども、より投資を促進する方向に、余りに過重になっている規制がないか、そういう観点から見直しを進めて、来年度以降につなげていきたいと思っております。

それから、金融監督行政の見直し、これはプリンシプルベースということで、ルールベースだけではなくて、より原則に委ねられるところは原則をきちんと規定して、それによって、例えば自主規制機関などに委ねられるところについては委ねていきたいという方向は理念的には議論されてきています。を私どもとしては、これを現実のものとして、どういったところについてプリンシプルベースを適用するのか、プリンシプルとは何なのか、日本ではまだ、議論が進んでおりませんので、そういったことについてはまずは議論を進めていくということ、検討を始めていただきたいと思います。

最後、規制改革要望でございますけれども、細かいものはたくさんあります。例えば、銀行代理店の規制緩和というのは行われたんですけれども、いろいろな細かい規制が残っ

ておりまして、その結果、ほとんど参入が進んでおりません。こういったことで、より運用を緩和していただきたいということを折衝していきたく思っております。

草刈議長 ありがとうございます。本来ならば、全部終わっていなければいけないんですけども、まだ、4番、5番が残っています。あと、10分で終わりにしたいので、済みませんが、急いで御説明の方をお願いします。

福井先生、労働問題からお願いします。

福井委員 11番の労働ですが、幾つか派遣関係を特に重点的に年末に向けてやっていきたいと思っております。例えば派遣で事前面接ができない、派遣を一定期間継続すると、雇用申込義務が雇用者に発生する。こういった規制に起因する不合理がありますので、この是正のために一歩でも進めないかということです。

また、日雇い派遣というような点が問題になっていますが、これは名目的に示された雇用条件が余りに劣悪であるのがちゃんと労働者に伝わっていない点があるという点で、きちんと情報開示させるというような、むしろ規制強化の側面も必要ではないかという議論をしています。

また、最近話題の請負と派遣の区分については、これが非常にあいまいでございまして、偽装請負というふうに、ちょっとしたミスですぐになってしまうという不合理があります。これについても、合理的な区分を図っていきたくと考えています。

草刈議長 それでは、八田先生、雇用・就労をお願いします。

八田議長代理 これは幾つかありますけれども、時間の関係で1つだけに絞ります。2段目の保育士資格受験要件の見直しです。

今、子育てをした経験のあるお母さんは、仮に短大以上の教育を受けていなくても、保育士の試験を受けることができるということにしてはどうかというものです。

第1は、保育士さんになるのには、高校卒業した後、2年間指定の養成施設を卒業するという方法の他に、そういう養成施設を卒業しないでも、短大とか高専とか大学2年程度の勉強をした人は、保育士試験を受けて資格を得ることができます。さらに、高卒の人は、2年間実務経験を積み、そういう試験を受けることができます。中卒の人は、5年間積み、試験を受けることができます。実務経験が短大卒には不要なのに高卒や中卒には2年、5年必要だというのはちょっと恣意的です。したがって、私共の提案は、短大以上の教育を受けていなくても、子育て経験者に関しては、それを十分な実務経験とみなして受験資格を与えてはどうかというものです。

第2に、高卒でなくても、子育て経験のお母さんは、養成施設に入学することができるということにしてはどうか。それが要望であります。

第3に、子育て経験がある人ならば、こういう正規のものではなくても、例えば3か月の衛生に関する研修を受けて、準保育士というような形で働けるということにすることも提案したいと思っております。

以上です。

草刈議長 簡潔にありがとうございます。それでは、有富さんも、一つよろしくお願ひします。

有富委員 海外人材 TF では、新しい在留管理制度の在り方についてということを中心に重点的にお話しします。

これは、前からお話ししていますように、去年の3次答申のフォローでして、平成21年通常国会で法案化が閣議決定され、既に関係省庁の課題になっているということです。

ちょっと、誤解されると困るので明確にしておきたいんですけども、ねらいは、こういうことなんです。外国人の人たちの所在確認をして、外国人の人から保険料や税金をきちんと集めること、それから、その人たちの権利として、例えば子どもの学校なんかの通知を出したりすることがまず1つなんですけど、もう一つというよりも、これは外国人だけのためにやるということではなくて、これをきちんとしないと、税金や保険料の未納分だとか、その徴収にかかる自治体のコストだとかを、大多数の日本国民とか、外国人でもきちんと義務を果たしている人とかが負担をしなければいけないのはちょっとおかしいので、これをなんとかしたいということです。これにはまず、外国人のためにしっかりとした台帳制度の構築が必要であって、これが今はまだないんですけども、こういうことをきちんとやることによって、日本で暮らす人の不安感を解消する、そちらに重点があるということをおかないと、ついつい議論が空回りしてしまうと思っています。

これはずっとヒアリングをやってきたんですが、法務省と総務省がどうやらお鉢の渡しっこをしていて、どうも今聞いている状況では、そういう目的が達成されない可能性があるということで、今回、公開ヒアリングを11月にしようとしているわけです。

ただ、これは、台帳制度をきちんとしないで、中途半端なままで終わってしまうと、外国人はこれから増えることはあってもぐっと減ることは多分ないんだろうと思いますし、完成度の高いものにしようというのがスタンスです。

もう一点だけ、さっき言った日本で暮らす人のためにこれをやろうとしているというスタンスを強調しておきたいと思います。そうでないと、何か経済界の外国人の労働者を入れるためにこれをつくろうとしているのではないかなんて誤解だとか、そんな気持ちは毛頭ないわけで、誤解されないようにしなければいけないというのがポイントだと思います。

ほかにいろいろありますけれども、以上にさせていただきます。

草刈議長 それでは、中条先生、ネットワークと競争政策等々をお願いします。

中条委員 まず、郵便のユニバーサルサービスについてですが、実は総務省の方でユニバーサルサービスについての定義さえもきちりできていないという状況がヒアリングをしていく中でわかりました。郵便のことを勉強してきた学識経験者の先生たちは、一体何をやってたのかという感じがするんですけども、定義がないところで議論をするというのは、実は大変苦労しているところでもあります。けれども、ユニバーサルサービスをきちんと確保するということは、地方を振興していく上でも大変大事なことなので、これはきちんと要求していきたいと思っています。

それから、通信・放送・融合の法制について、これは、今、法律がつくられているところですが、放送事業者がかなり抵抗しているところでもあります。その辺のところをきちんとウオッチしていきたいと思います。

携帯電話ビジネスについて、かなり総務省が消費者の選択に介入するような行動を取っている。特に総務省の研究会が、販売店の販売店員の資格制度を考えるべきとというようなことを提言しました。これは、総務省は、実際にはそうはしない、研究会の報告書だけの結果であるということをおっしゃるので、少し安心いたしましたけれども、この辺りもウオッチしていきたいと考えております。

それから、エネルギー分野ですが、電力ガスについて、3か年計画のフォローアップを中心に、そこに書いてありますとおり、インバランス精算制度の見直し、卸電力取引の活性化、会計分離の徹底、そういったことのほかに、排出係数についても検討しております。ガスについても、特に託送利用金の算定あるいは長距離の導管建設促進に関する施策等についてヒアリングを、八田先生を中心にやっていただいているところです。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。基本ルール、それから5番目の官業改革、これは安念先生はおられないので、事務局から簡単に報告してください。

池田企画官 それでは、事務局から御報告させていただきます。

まず、基本ルールでございます。こちらにつきましては、ほかのタスクフォースとは若干違いまして、と申しますのは、過去の答申を受けまして、規制改革推進3か年計画において、規制の周期的見直し、通知・通達等の見直し等、かなり高い部分まで既に取り扱っております。

一方、安念主査からも申し上げておりますように、それを受けて行います、各省の作業内容のレビューですとか、当方による意見表明等大変作業がございますので、それについて、今、大車輪で行っているところでございます。

続きまして、官業タスクフォースの関係でございます。お時間限られておりますので、個々の法人について触れますのは、差し控えさせていただきますけれども、特に、運輸タスクフォース、農林水産タスクフォース、住宅・土地タスクフォースと合同タスクフォースを開催したり、また、各タスクフォースの御協力を得たりしながら進めておるところでございます。

スケジュールの関係で、若干他のタスクフォースと違いますのは、いつも安念主査がおっしゃられていることですが、減量効率化有識者会議の枠内で私ども今回作業を進めている関係がございます。現在、内々に言われておりますところでは、11月の中旬ないし下旬の辺りで規制改革会議を始めとする関係会議から減量効率化有識者会議に報告をしてほしいというお話がございます。

したがって、正式に御報告することになるのは、当然11月27日、次回の規制改革会議を受けました後になると思いますけれども、それ以前に、タスクフォースレベルで、

このような形で検討しておりますというような話を、減量効率化会議の方へするのかなと、そのようなスケジュールで私どもは考えているところでございます。

以上です。

草刈議長 最後に議論をしたいのですが、その前に、あじさい要望の話を米田さんからお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

米田委員 あじさい、もみじ要望担当の米田でございます。現場の生の声を聞くという中川副大臣の先ほどのお話もありましたように、このたび、もみじキャラバンとして、10月いっぱい、委員の先生方に、地方に出張していただきまして誠にありがとうございます。

10月に21か所キャラバンを開催し、その中の9か所に委員に行っていただきました。このたびは説明会の他に、記者説明と県庁内の関係者と意見交換をするなど、現場の声を拾う努力をさせていただき、成果が挙っております。御協力ありがとうございます。

それから、あじさいの方の要望の結果でございますけれども、こちらのあじさい要望の紙を出してください。このたびの要望の措置につきましては、11月5日に規制改革推進本部によって本部決定がなされる予定でございます。

その中で、2番目の項目に書いておりますが、推進本部決定となる予定の事項を5項目でございます。

また、その次に、あじさいの方に要望が提出され、これまでに具体的措置がなくされた事項というのが6項目ございます。それが2ページ目にあります別紙というものを書いてございます。時間がないので御説明申し上げませんが、お目を通していただければと思います。

あと、申しそびれましたが、挙っています項目以外に各タスクフォースにあじさいの要望は分担していただきまして、継続審議をしていただいて、なるべく実現に向けた努力をしていただいております。ありがとうございます。

草刈議長 ありがとうございます。若干時間ができましたので、御議論をお願いしたいと思います。御意見あるいは御質問のある方どうぞお願いします。

どうぞ。

福井委員 1点、繰り返し指摘申し上げているんですが、レジ袋の削減について、経済コストを顕在化させて消費者の行動を促すという記述は問題があるのでやめるべきだと思います。

理由は3つです。

第1点は、経済的コストを顕在化させるためには、それを徴収するにせよ、しないにせよ、明示するためのコストが必ずかかるわけでありまして、それを奨励するとか、義務づけることを示唆するようなことは、費用対効果でやはり企業の合理的な判断を損なう可能性が非常に大きいと思います。

第2点は、レジ袋だけを象徴的にせよ取り上げることは弊害が非常に大きいと思います。環境を内部化するための要素というのは、ほかにもいろいろあるわけでありまして、例え

ば空調が省エネ型かどうかとか、あるいは照明とか冷蔵庫がどの程度環境配慮型かどうか、あるいはインテリア、更にもっと言えば、建物自体の省エネ改修などがなされているかどうかなどがコスト的には最もシェアが高いわけです。また、店員の制服ですとか、勤務条件など、さまざまな要因がほかにもあるわけでありまして、言わば瑣末なレジ袋のようなものに、幾らわかりやすいからといって規制改革会議として特別な目を向けさせることの合理性はないと思います。

第3は、外部性です。外部性に着目して、例えばレジ袋が散乱するのが悪いということであれば、それはごみ収集なりの観点で内部化をするべきでありまして、そういうことではなくて、要するに環境対策という観点から外部性と離れて、これを何らかの形で施策に取り上げること自体は、悪い意味での象徴になりかねませんので、答申に記述するべきではないと考えます。

草刈議長 どうぞ。

本田委員 1つ誤解があるようなので、訂正させていただきたいと思います。これは企業に対して経済的コストの顕在化を求めるのではなく、この会議が主となり、今、コストが幾らぐらいかかっているのかというのを世間に対して明らかにするということだけでございます。したがって、企業への負担というのは発生いたしません。

2番目でございますけれども、今、まさしく福井委員に御指摘いただいたように、レジ袋以外にも環境に対して影響が大きいものがあるではないかという議論がございます。私が勤務しているマッキンゼー社の分析でも、住宅の機密性を高めるのが、環境負荷の低減、CO<sub>2</sub>の削減におけるコスト効率という点では最も効果的です。しかしここでは、効果が高いものからというよりは、削減が理に適っており、かつコストと効果が定量的に明示しやすいレジ袋について、低コストで広報し、消費者の行動を促すという観点からは、手ごころな対策案であると理解しています。

福井委員 ただ、これはやはり自治体で条例化して有料化徴収を義務づける動きなどが、最近非常に盛んになっているわけでありまして、単純にそういう動きを応援することになるのは、リーズナブルではない規制強化にコミットしたということになりかねないのです。

コスト削減効果が大きいとすれば、大きいものをねらうというのが、国益からも国民の生活改善からも重要でありまして、建物の省エネ改修などの要因がものすごく大きいわけですね。それをさておいて、何でわざわざレジ袋だけを取り上げて試算にせよすることを、政府、なかんずく規制会議が奨励する必要があるのか、というのが甚だ疑問だと思います。

草刈議長 この件は、夏以降ずっと議論をしておりますが、時間もありませんので、私からも一言。環境問題、CO<sub>2</sub> とかの関係ですが、企業とか、要するに生産のところは、物すごい努力して必死になってやっている。けれども、放置されているのは、家庭とオフィスなんです。これについて何にもやろうとしていないのですね。これは極めて不思議な話で、これが増え続けているとか、そういう部分もあるのです。

ですから、そのこのところに注目して頂きたいので本田委員も毎度のことで恐縮ですが、

また一回議論をしたいと思いますので、この議論は御両者の申し分は大変よくわかりましたので、今日のところはやめたいと思います。

本田委員 特定の地公体がレジ袋の有料化を促しているということを支援するとか、支援しないということは、当会議として言うつもりは全くないので、そこは誤解がないように申し上げておきたいと思います。

福井委員 こういうことを言うと、間接的に支援する機能をもたらすということを申し上げているだけです。

草刈議長 済みません、別途やりましょう。それで、ほかの方は何か御質問はございますか。

どうぞ。

八田議長代理 医師不足の解消に最も有効な手段は恐らく医学部の定員を増やすということがあると思うんですが、これを入れられなかった理由というのはあるんですか。

松井委員 教育の問題との関連でもう少し詰めていきたいと思っています。医師不足問題は世間の注目もありますし、詰めた上で次回の課題としたいということです。

八田議長代理 わかりました。

草刈議長 どうぞ、ほかの方、御質問、御意見のある方は、どうぞ、お願いします。

中条委員、よろしいですか。

中条委員 さっき運輸のところを終わったところで一旦切ったら、その後、基準認証と競争政策のところを飛んでしまいました。決してやらないと言っているわけではありません。全く私がうっかりしていました。

草刈議長 特に、今、おっしゃりたいことがあったら言ってください。

中条委員 ここに書いてあるとおりですので、このとおりやっていきますので、よろしくお願いいたします。

草刈議長 申し訳ありません。私も見落としておりました。

どうぞ。

有富委員 私もさっき、研修・技能実習制度のところを言わなかったんですけども、これはかなり細かいところだけでも、ヒアリングの結果、研修生や技能実習生にとってマイナスになっているようなところを一つ一つ、解決の筋道をつける作業がかなり進んだ印象をもっている、ということだけを申し上げておきます。

木場委員 1つだけ質問です。八田先生、保育士資格の受験要件の見直しは、大変いいアイデアだと思うのですが、これは新卒の中卒、高卒は一応置いておいて、子育て経験のある母親だけということですか。

八田議長代理 そうです。いろいろ御相談したら、まず、子育て経験のある人に絞ったらどうかという御意見が出たので、そういうことにしました。

木場委員 それから、母親という言い方を限定されたのですが。

八田議長代理 父親もです。

木場委員 資格は男女ともあるので、ここも母親に限定しない方が、いいと思います。希望があるかもしれませんので。

草刈議長 それでは、事務局から何かありましたら、どうぞ。

関参事官 冒頭議長からお話がありましたとおり、重点事項については、先ほどの 11 月 6 日までに出していただくということでよろしく願います。

次回の会議の日程は、今、11 月下旬で調整させていただいております。近々改めてきちんと御連絡申し上げます。よろしく願います。

草刈議長 それでは、今日はこれで終わりにしますが、中川副大臣、最後まで聞いていただきまして、どうもありがとうございました。何か特段御意見あるいは御感想があれば、言っていただければと思います。

どうぞ。

中川副大臣 本当に熱心な御議論を聞かせていただきまして、大変参考になりました。ただ、ちょっと時間がないものですから、最後に報告された方が、非常に短い報告になってしまって、やはり時間がある程度ないとだめだなという感じもしたのが事実であります。

ただ、私はどちらかということ、農村で育ち、地域で育ったものですから、今、予想以上に格差問題についての農村地帯、山村地帯というところにはございまして、これが規制改革を緩和したことによって出たのか、規制改革を強化したことによって出たのかということについて、非常に地域住民には大きな不満になっております。

今回の参議院選挙で与党が大敗したというのは、その辺に対する地域住民の意識というものが、ここでの会議を聞いた意識と大変大きなずれがあることだけは間違いのない思っております。

例えば、林業や農業の問題を話して、例えば農地制度についても話して、なるべく自由化して企業の参画がという話はよく出るんですが、一方では、現地にあって、企業が農業に参入して、それがうまくいかなかった場合、いろんな悲惨な結果が地域に起きていて、それでもまだそのことに対して地域の農民や何かが、どちらかということ、企業に対する不信感みたいなものが非常に根強いということ、これはいいか、悪いかは別にして、事実としてそうあることだけは間違いありません。そのことを、私は政治家なものですから、どうしても地域住民の意向というものが、すぐ自分の行動に反映するという、これは皆さん方にとっては悪い癖かもしれませんが、選挙に勝たないとならないという宿命を持っているものですから、そういった点のずれをどうやって接近させていくか、少なくさせていくかという努力も是非、今の非常に高度な活発な意見を聞いて、率直に感じたことであって、ここでの議論と一般の大衆の議論の理解との間に差があっては、なかなかやっても、また自民党政府が失敗したという形で、選挙でどんでん返しを受けるような可能性がある。できれば、政治家の一人として、そういうことのないような改革を是非進めていっていただきたい。これは一方的な私の願いであって、私の言っていることは正しいとは思っていませんが、実感としてそういうことがあるということだけは御理解いただければありがたい

ことだと思っております。

ありがとうございました。

草刈議長 どうも大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これからまだいろいろと農業問題の議論を深めていくことになるので、その都度、まだお話しをさせていただきたいと思えます。

では、少し時間が過ぎましたが、本日の会議は、これで終了したいと思えます。先ほど申し上げましたように、16日に記者懇談会をやって、下旬に本会議という予定になっていますので、また、正式に時間が決定しましたら、お知らせ申し上げます。

この後、第2共用会議室で、今日の会議の様相について、私と八田議長代理、木場委員、福井委員の4人で3つほどテーマ、1つは子育て経験者の保育士資格、さっきの木場委員のものですね。

もう一つは、オリンピック方式の漁業、それから民間競売、この3つについて例示をしていきたいと思っております。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

それでは、今日はこれで会議を終了いたします。中川副大臣、最後までいていただきまして、ありがとうございます。

以上で解散します。ありがとうございます。